小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第１１号

神奈川県逗子市沼間１丁目４番４号　太田ビル４階

再生債務者　石井実千代

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成21年８月31日

横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（再イ）第８８３号

福岡市中央区渡辺通５丁目９番４―502号

再生債務者　服部マリ子

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成21年９月３日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（再イ）第７３２号

大阪市阿倍野区王子町３丁目１番11号

再生債務者　土井　章嗣

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成21年９月４日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１５号

千葉県浦安市北栄４丁目12番７―501号　プレジール浦安

再生債務者　田ノ下　徹

１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで

４　一般異議申述期間　平成21年10月８日から平成21年10月22日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第２１号

千葉県市川市真間４丁目４番13―512号真間パレスマンション

再生債務者　松島　一朗

１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで

４　一般異議申述期間　平成21年10月８日から平成21年10月22日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１４号

福岡市博多区麦野４丁目35番11―202号

再生債務者　冨田　修一

１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年10月１日まで

４　一般異議申述期間　平成21年10月８日から平成21年10月15日まで

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１号

三重県熊野市大泊町57番地

再生債務者　岡﨑　大典

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年９月25日まで

平成21年９月４日　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（再ロ）第２号

三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦516番地

再生債務者　原　久満男

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年９月25日まで

平成21年９月４日　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（再ロ）第４号

山形県長井市四ツ谷１丁目９番28号

再生債務者　井上　雅人

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月31日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年９月28日まで

平成21年９月７日　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（再ロ）第５号

新潟市中央区鳥屋野426番地４

再生債務者　野澤　　正

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月18日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年９月28日まで

平成21年９月７日　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第５４号

大阪府箕面市外院３丁目２番５―302号

再生債務者　福山　尚法

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月３日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年10月２日まで

平成21年９月４日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第５号

北海道旭川市東旭川北２条５丁目７番２号

再生債務者　高野　博昭

１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成21年10月５日まで

平成21年９月７日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第７号

福岡市東区舞松原４丁目１番1024号

再生債務者　黒木　美勝

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３号

大分市金池町１丁目９番18―608号ヱイルマンション大分駅前

再生債務者　阿部　波男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月７日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（再ロ）第６号

大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目８番３―304号

再生債務者　胡内　　豊

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月４日

大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 21 年９月 15 日　　埼玉県教育委員会

１　氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者

吉元　秀治、東京都

ア　中学校教諭１種免許状、埼玉県教育委員会

イ　高等学校教諭１種免許状、埼玉県教育委員会

２　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

官公庁からのお知らせ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年八月二十四日

掲載頁　八十二頁（号外第一七九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年八月二十四日

掲載頁　八十二頁（号外第一七九号）

平成二十一年九月十五日

埼玉県川口市東川口六丁目一一番三四号

（甲）株式会社サンケイ技研

代表取締役　林　　兼芳

埼玉県川口市東川口六丁目一一番三四号

（乙）株式会社パウ研究所

代表取締役　林　　兼芳